



議案第五十五号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十三年三月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

職務の等級	職務内容
一等級	課長・事務局長・教育委員会次長・中央公民館長・保育所長・参事の職務
二等級	課長補佐・中央公民館副館長・保育所長補佐・室長・保育園長・主査の職務 相当高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する係長・企画員・室長補佐・主任保健婦・主任保母の職務
三等級	係長・企画員・室長補佐・主任保健婦・主任保母・主任の職務

四等級	保健婦の職務 相当の知識及び経験を必要とする業務に従事する主事・技師・ 保母の職務
五等級	主事・技師・保母の職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(職務の等級の切替え)

2 職員の昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の等級(以下「新等級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)及び同日においてその者が占める職の職務に応じ、附則別表第一の旧等級欄に定める職務の等級及び職務欄に定める職の職務に対応する新等級欄に定める職務の等級とする。

(号給等の切替え)

3 前項の規定により職務の等級を決定される職員のうち、新等級が旧等級と同じ職務の等級である職員の切替日における号給又は給料月額（以下「新号給等」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給又は給料月額（以下「旧号給等」という。）と同じ号給又は給料月額とする。

(特定の号給等の切替え)

4 附則第二項の規定により職務の等級を決定される職員のうち、新等級より下位の職務の等級である職員の新号給等は、旧号給等に応じ、附則別表第二（以下「号給切替表」という。）イ又はロの旧号給等欄に定める号給又は給料月額に対応する新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

5 前項の規定により新号給等を決定される職員のうち、新号給等が号給切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員に対する切替日以降の最初の改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第六項又は第八項の規定の適用については、これらの規定中「十二月」とあるのは、「十二月に三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十三年三朝町条例第 号。以下「

昭和五十三年改正条例」という。）附則別表第二 イ又はロ の期間欄に定める当該月数を加えた月」と、「十八月」とあるのは、「十八月に昭和五十三年改正条例附則別表第二 イ又はロの期間欄に定める当該月数を加えた月」と、「二十四月」とあるのは、「二十四月に昭和五十三年改正条例附則別表第二 イ又はロ の期間欄に定める当該月数を加えた月」とする。

（旧号給等を受けていた期間の通算）

6 附則第三項又は第四項の規定により新号給等を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第六項若しくは第八項又は附則第九項の規定の適用については、旧号給等を受けていた期間（町長が定める職員にあつては、町長の定める期間を増減する期間）を新号給等を受ける期間に通算する。

（特定の職員に係る号給等）

7 附則第四項の規定により新号給等を決定される職員で、切替日以降において最初のその属する職務の等級の上位の職務の等級への異動をすることとなるものの当該異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、町長の定めるところによる。

(旧号給等の基礎)

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の三朝町職員の給与に関する条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、同条例及びこれに基づく町規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(昇給期間の特例)

9 当分の間、職務の等級の二等級及び三等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員については、その者が現に受けている号給又は給料月額を受けるに至つた時から十二月(号給切替表イ又はロの期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額を受ける職員の切替日以降における最初の昇給にあつては、十二月に当該月数を加えた月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の等級の給料の幅の最高額を超えて町長の承認を得て昇給させることができる。

(町規則への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

旧等級	職 務	新等級
1 等級	課長・事務局長・教育委員会次長・ 中央公民館長・保育所長・参事	1 等級
	課長補佐・室長・保育園長・室長補佐・ 主任保健婦・主査	2 等級
2 等級	課長補佐・中央公民館副館長・ 保育所長補佐・室長・保育園長・主査・ 係長・室長補佐・主任保母	2 等級
	主 任	3 等級
3 等級	係長・室長補佐・主任保母・主任	3 等級
4 等級	主事・技師・保母	4 等級
5 等級	主事・技師・保母	5 等級

附則別表第二 号給等の切替表

イ 1等級から2等級となる職員

旧号給等	新号給等	期間
14	24	
15	232300円	
16	239500円	3
17	244300円	3
18	249100円	3

ロ 2等級から3等級となる職員

旧号給等	新号給等	期間
9	14	
10	16	3
11	18	3
12	19	
13	22	
14	190200円	
15	196800円	